

42. 111. 01

出願人の同一認定に関する取扱い

商標登録出願等の審査においては、出願人と登録されている権利（商標権又は防護標章登録に基づく権利）を有する者等を、それぞれ照合し、両者が同一人であるか否かを認定することを要する場合があるが、その認定に当たっては、住所、氏名等の表示が全く同一であることを必要とすることなく、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 一致するものとみる場合

(1) 明らかな音訳上の相違による場合

- 例1 (.....レファリング、カンパニー
リファリング、カンパニー
- 例2 (.....カリフォニア州サンタマリア 501
カリフォルニア州サンタマリア501
- 例3 (オーストリア国.....
 オーストリヤ国.....
- 例4 (.....コーポレニション
コーポレイション
- 例5 (.....カンパニー
コンパニー
クムパニー

(2) 住所及び組織の表示に用いられる語とその略語を音訳したものと認められる場合¹

【住所】

- 例1 (.....アベニュー
エーブイ
- 例2 (.....ディストリクト
ディスト
- 例3 (.....ノース
エヌ

【組織】

- 例1 (.....カンパニーリミテッド
シーオーエルティエーディー

¹ 代表的な例を掲載したものであり、この例示以外にも、住所や組織の表示として用いられる語とその略語が使用されている実情等を考慮して、一致するとみる場合がある。また音訳の表記は、例示以外に慣用されている使用の実情（「ブ」を「ヴ」と表示するなど）があるときは、当該表記を同一と認定することを妨げるものでもない。

例 2 (……………ソシエテ アノニム
……………エスアー

例 3 (……………アクチェンゲゼルシャフト
……………アーゲー

(3) 行政区画又は土地の名称の変更による相違の場合

(なお、商標登録令第10条で準用する特許登録令第39条において原簿に記録された名称は変更されたものとみなされる。)

例 (川崎市川崎区……………
川崎市高津区……………

(4) 国名、領地の変更による相違の場合

例 (ドイツ民主共和国ベルリン……………
ドイツ連邦共和国ベルリン……………

(5) 旧氏併記による相違の場合²

例 1 (商標 花子
商標 (特許) 花子

例 2 (特許 花子
商標 (特許) 花子³

(6) 区切り記号 (コンマ、ピリオド、中点、句点、読点) 及び連字符 (ハイフオン) の有無又は相違による場合

例 1 (アール、シー、エー、コーポレーション
アール シー エー コーポレーション

例 2 (エヌ、テー、エヌ東洋ベアリング
エヌ・テー・エヌ東洋ベアリング

例 3 (リチャードソンニメレル・インコーポレーテッド
リチャードソン メレル インコーポレーテッド

(7) その他

例 1 (……………番地なし
……………

例 2 (東京都世田谷区世田谷2-13番
東京都世田谷区世田谷2-13

例 3 (……………10036ニューヨーク州ニューヨーク……………
……………ニューヨーク州ニューヨーク……………

² 自然人の氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏を括弧書で併せて記載することができる (商施規第22条第1項において準用する特施規第1条第4項、商登施第17条第3項において準用する特登施第10条第9項)。なお、旧氏とは、住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいい、外国人にあっては、当該国においてこれに相当するものをいう。ここでは、「商標」は戸籍上の氏、「特許」は旧氏を表す。

³ 旧氏使用者の負担軽減及び案件処理の迅速化に資すると考えられることに鑑み、住所が同一である場合に限り、氏名が一致するものとみる。

2. 一致するものとみない場合

- 例1 (昭和アルミニユウム株式会社
昭和アルミニウム株式会社
- 例2 (.....郡.....町.....
.....郡.....
- 例3 (東京都台東区浅草聖天町2-36
東京都台東区聖天町2-36
- 例4 (東京都中央区銀座西7丁目3番地1
東京都中央区銀座西7丁目3番地
- 例5 (呉市高木町一丁138番地
呉市高木町138番地
- 例6 (.....字.....
.....